

一 乗谷と氷室に関する

戦国時代の文献

佐藤 圭

はじめに

氷は人間生活と自然環境の関係を示すものとして歴史的に注目される。冬に氷を貯え、夏にそれを出して供給する氷室は古くから東西にあり、特に四季のはっきりしている日本では有益なものだった^①。古代の氷室と氷に関する制度については『令義解』や『延喜式』に詳細な規定があり、また正倉院文書や長屋王家木簡などの史料や実地調査によってかなりその実態が明らかになってきた^②。中世朝廷の氷室を司った主水司についても、諸司領としての氷室が注目され研究された^③。ところが戦国時代の氷室については、どのような状況であったのかほとんど知られず、研究の余地がある。

福井県福井市に所在する国指定特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、戦国大名越前朝倉氏の城下町の遺跡として広く知られる。朝倉氏は最後の当主朝倉義景が織田信長により滅ぼされ、近世大名家として生き残ることができなかったため、朝倉氏自身ならびに一乗谷に関する伝来文書は乏しく、関係史料も限られている。明の徽州府の人鄭舜功が編纂叙述した『日本一鑑』には、越前一乗谷の氷室から氷を進上したことが記される。中国の同時代史料に一乗谷のことが見えるのは非常に珍しく注目される。本稿はこの一乗谷の氷室に関する『日本一鑑』の記事を紹介し、あわせて当時の氷室と氷の進上に関する文献について述べる。

1 『日本一鑑』の記事

『日本一鑑』は中国明代における日本研究の最大成果のひとつであり、日明関係や日本語、地理等の史料として注目される^④。「隴島新編」四巻、「窮河話海」九巻、「桴海図経」三巻の三部から構成され、影印本で五三二ページに及ぶ大冊である^⑤。全体の構成は多岐

にわたるが、記載形式から地図、語彙集成、論述に分類することが可能である。その「窮河話海」巻一「時令」の項の論述に、次のような記述がある(一六二ページ、以下前述註(5)の影印本により掲載箇所を示す)。

六月、且月、一云皆熱月、月朔以氷進王、分賜群臣、按、彼之氷例藏越前一乗溪、預備以供此節云、

この「時令」の項は日本の気候、ならびに正月から十二月に至る月の和名と年中行事について説明したものである。引用した六月朔日の部分は、この日、王に氷を進上し、それを群臣に分け与えることが日本で行われたという趣旨である。そして編者の按ずるところ、その氷は越前の「一乗溪」で準備されてこの行事に供せられるという。この「一乗溪」とはすなわち一乗谷のことであり、別に同書の「隴島新編」巻二、三、四の語彙集成の部分で次の三語について解説される(七二、九三、一二三ページ、なお解説部分は二行割注で記載されるが、一行に改めた)。

一乗溪 在越前、斯地也冬則蔵氷、夏六月朔進夷王、

氷室 在越前之一乗溪、冬月蔵冰、夏

六月朔進夷王、

一乗 溪名、在越、

以上合計四か所にあらわれる『日本一鑑』の「一乗溪」の扱いを見ると、編者は「一乗溪」の存在を明確に認識していたと考えられる。引用した記事は一連のことを言っており、越前の一乗谷に氷室があつて、冬に収蔵した氷を六月一日に「夷王」に進上したとする。こうした記載は前後の中国史料や日本史料に全く見えないところであり、きわめて貴重な記事である。

編者の鄭舜功は明の嘉靖三十五年（二五五六）、すなわち日本の弘治二年の五月に九州に来航して半年あまり豊後府内や臼杵に滞在し、その間京都に二人の部下を遣して来意を伝え、また広く日本に関する情報を集めた。そして豊後大友氏やその配下の府内在住の僧侶などの知識人と親交を結んで同年十二月出帆した。鄭舜功は自ら訪日を志願して認められ、明の緊急課題である倭寇対策のため日本に対して「奉使宣諭」することを浙江総督楊宜から命じられた。『日本一鑑』は、

鄭舜功が帰国後その報告として長い辛苦の末まとめた労作である。

ただ、われわれが『日本一鑑』を読んでひとつ疑問に思われるのは、当時の室町幕府に対する認識が不明確な点である。同書の「窮河話海」巻一の「国君」の項には室町・戦国期の国君として源道義、源義持、源義植、源義晴、源知仁らの名が列挙される（一六八ページ）。鄭舜功が「奉使宣諭」しようとした対象はこの「源知仁」である。同書「窮河話海」巻九に次のように記される（四七二ページ）。

繼而從事沈孟綱・胡福寧曉諭日本国王源知仁、与其文武陪臣近衛・三条西・柳原・飛鳥井・藤長慶等會議行禁、遂与回書并付信旗、与孟綱等經過豊後、

この「日本国王源知仁」とは後奈良天皇を指して言っているとみられる。当時、將軍の足利義輝は三好長慶に逐われて近江朽木に逗留した。鄭舜功は後奈良天皇を日本の国君と認識し、彼のもとに部下の沈孟綱と胡福寧の兩人を遣わして「奉使宣諭」した。そして近衛植家以下の公家や三好長慶らの会議により返書が与えられたという。江戸幕府の儒官林

羅山が寛永十八年（二六四二）九月に編纂した『京都將軍家譜』は「同二年筑紫、辺民侵大明ノ地」七月大明ノ上官鄭舜功来豊後、贈書於京都、同三年三月遣返書於大明、^{僧妙安}之」と記し、鄭舜功は「京都」に書を送り、翌年に返書が明に出されたとする。その文案は相国寺の僧惟高妙安が起草したという。ここで文中の「京都」を後奈良天皇のこととみれば、『日本一鑑』の記載と符合する。

したがって前掲の「夷王」も当時の天皇を指すとみられる。『日本一鑑』「隴島新編」巻一の地図の部分に載せられた「夷王宮室図」の解説には紫宸殿・清凉殿・温明殿・大極殿などが挙げられ、その清凉殿の注釈に「一云御殿、在南殿西、夷王常居之」と記されているから（三一ページ）、夷王とは当時の天皇を指していることがわかる。「時令」の項の六月朔日の行事は宮中のそれを言っていると考えられる。

2 室町・戦国時代の宮中における氷献上

古代律令制下宮内省の被官主水司が供御の水を掌り、また氷室を管理した。『日本一鑑』

も「主水」の項で「司名、在山城、司領諸國氷室」と説明する(七一ページ)。「延喜式」によれば、天皇の供御の水を進上するのは毎年四月一日から九月三十日までの期間とされ、その他中宮、東宮、齋内親王、雑給、侍従などの身分や対象により氷の支給の期間や数量に差があった。

室町時代四月一日と六月一日に主水司から宮中に氷が献上され分与された。権大外記中原康富の日記『康富記』にはその事例が多くみられる。中原康富は若年から大外記清原良賢に師事し、その子孫に当たる宗業、業忠らと親交を持ち、主水正を務めた彼らから氷を贈られた。このことを記した記事は応永八年(一四〇一)の六月一日(ただしこの応永八年の部分には康富の父権大外記英隆が記したとみられている)から宝徳元年(一四四九)の日まで、四月と六月の記事が残っている日記の大半にみられ、宮中における氷の献上が当時恒例の行事としてなされていたことが確認される。応永二十九年(一四二二)の例をあげると左のように記される。

四月大

一日(中略)今日参高倉、寒氷如例有之、禁裏・仙洞以下所々被進之、其後賞翫有酒、晚退帰了、

六月大

一日(中略)詣高倉、寒氷例式有之、如例被進所々了、有一献、其後退出了、

この記事の「高倉」とは少納言清原宗業の家名(称号)である。主水正の宗業は四月一日と六月一日の両日、氷を禁裏・仙洞以下所々に進上した。主水正が公的に進上する対象は称光天皇・後小松上皇など複数でそれらは例により決まっていたらしい。その他宗業は中原康富らの所望により私的に氷を贈っている。このころはかなり氷の供給が潤沢だったらしい。しかし嘉吉二年(一四四二)は暑気により六月一日の献氷を欠いた。

六月小

一日(中略)今日寒氷不被貢進也、昨日丹州少分令京進之処、於路次減之間、不及京著云々、此間暑気甚之故也云云、四月貢之、六月不献之例、近来又有之云々、

この記事によれば、氷が丹波の氷室から進

上されたこと、四月一日と六月一日が氷献上の式日となっていたことがわかる。そして翌嘉吉三年度(一四四三)には六月一日に後花園天皇と將軍足利義勝以下に進上された。翌文安元年(一四四四)四月一日にも次の記事がある。

四月大

一日(中略)今日片時参清史文策、今朝自丹州寒氷一駄運上之間、如先々班進公武之由、被語之、少分送賜了、

この時も丹波の氷室から運上され、公武に進上されているが、その量は「一駄」といわれるように少なく、記主中原康富がおす分けされた分も少なかった。その後は氷の供給が少なくなったことがしばしば記される(文安四年四月一日条、同五年同日条)。以上『康富記』の記事から十五世紀前半ころ四月一日と六月一日の宮中の氷進上の儀が維持されていたことを確認した。

なお伏見宮貞成親王の日記『看聞御記』にも、永享九年(一四三七)から四月一日と六月一日に伏見宮の下級職員である疋島田定直が親王に氷物を献上した記事が見られ、その

後永享十年（一四三八）の四月一日と六月一日、嘉吉三年（一四四三）の四月一日などに同人が氷物を献上したことが記される。また内大臣万里小路時房の日記『建内記』にも永享十一年（一四三九）と嘉吉元年（一四四一）、文安四年（一四四七）などの年に、六月一日に主水司が時房に寒氷を贈ったことが記される。

戦国時代も宮中で四月一日に氷が進上された。応仁の乱前後の状況は知られないが、その後、清涼殿の御湯殿上に出仕する女房が書いた『お湯殿の上の日記』の文明十八年（一四八六）四月一日条に「この月より一日さむくまいらすへきよしきよやす申す」と記

され、同日の前権中納言按察使甘露寺親長の日記『親長卿記』に「氷物自主水司（清三位宗賢）送、自内裏又被下」と記される（引用部分のへくは二行割注を示す）。この女房詞の「さむさむ」がすなわち「氷物」（ひのもの）と理解され、四月一日に主水司が天皇に氷を献上し、また廷臣に氷を分与したことが記録される。翌文明十九年（一四八七）四月一日の『お湯殿の上の日記』には、「日の

物まいる、しやうれん院とのへいそきわけらる、」と記されており、「とけないうちに急いで青蓮院門跡尊応に分け贈った」と解釈すれば、「日の物」を氷とみることもできる。その翌年の長享二年（一四八八）の場合は、四月一日条に「ひ物□^②ほらぬよし申てまいらす」と記されており、氷が運上されず、この日氷献上はなかった。以上のように応仁の乱の後も京都に氷を供給する体制は維持されており、宮中で四月一日に氷が献上されるべきものであったことがわかる。

その後永正六年（一五〇九）には、氷室の氷がとけかかっていて四月一日以前に消失する恐れがあるので、それ以前に氷を献上したいと主水正の清原宣賢は前内大臣三条西実隆に諮り、結局三月十四日に氷献上の儀がなされた（以下次節参照）。その後、永正八年（一五一一）四月一日にも主水正清原宣賢は三条西実隆に氷を贈っており、当然宮中にも氷が献上されたとみられる。『お湯殿の上の日記』はこのころの後柏原朝の記事の大部分を欠くのはつきりしたことは判らないが、このころ四月一日が氷献上の式日と意識されて

おり、かつ実際に氷献上や廷臣への分与がなされていたことがわかる。ところがその後は『お湯殿の上の日記』に氷の献上の記事はほとんどあらわれず、はるか下って慶長年間に六月一日の夕方の盃三献のときに氷が献上されたことが、慶長八年（一六〇三）、同十四年（一六〇九）、同十五年（一六一〇）の同日条に見える。

以上のように室町・戦国時代の十五世紀から十六世紀初頭には宮中で四月一日に氷献上がなされ、廷臣にも分与された。またこのころ六月一日にも氷の分与が行われた。その後、氷献上の事例は少なくなるが、十七世紀初頭の慶長年間の一時期宮中で六月一日に氷の献上がなされた。江戸時代の有職書の『有職袖中鈔』や『光台一覽』などでは、いずれも六月一日を氷室の儀式の日としており、四月一日の氷献上の儀はすたれ、六月一日へと変わっていった。

3 戦国時代の氷室に関する記録と文書

次にこの時期の主水司の氷室の状況について検討する。『親長卿記』長享二年四月二日

条に次のような叙述がある。

四月二日、甚雨下、後聞、昨日主水司進唐三位宗賢知行上水物、自守護切取材之間、無覆木、仍不水、依是不進上云々、

主水司領の水室が所在する地の守護が、氷室附近の木を伐採したため、太陽光を遮る森林が失われ、その結果氷室の保冷機能が低下して、氷がとけてしまったという事情をこの記事は伝えている。

次に永正六年度の献氷の史料である『実隆公記』の記事を紹介する。

三月十一日（中略）宣賢来、氷室氷、朔日以前可消之鉢也、山木伐尽之間、日影漏来之故也、仍朔日以前進上之儀如何云々、此事先規不知之事也、然可加遠慮之由報之、

十四日（中略）宣賢来、氷室事、山木悉切取之間、氷至四月一日不可有之歟、剩為郡代所行一夜切落、山水入之間、忽可消尽、雖無其曲、今明間可上進由神主注進者也、内々此儀伺時宜之度由申之間、書折紙、遣勾当内侍申入了、宣賢則持参申入云々、

清原宣賢は神道家卜部兼俱の三男で前掲の長享二年の史料に見える清原宗賢の養子となり、文明十二年（一四八〇）主水正に任じられた。主水司は清原家の家職となっており、宣賢も宗賢の跡を継いで主水司を知行し、氷室を支配した。宣賢は上級の公卿三条西実隆に氷献上の日取りを早めるという便法の是非を諮り、宮中に申し入れた。その結果実隆の日記にこの間の事情が記されたのである。それによれば、この永正六年度もやはり氷室周辺の山の木が切り尽くされており、また郡代の所行として木が切られた結果、山水が氷室の中に流れ込んでそこに収められていた氷がとけてしまうという状況が語られている。

これらの記録に言われる氷室の具体的な所在地については詳らかでない。ただ前後の記事から、問題になっている氷室が一か所だけだったことが想定される。古代のように山城・大和・河内・近江・丹波の諸国に置かれた氷室から水を進上して相補うような体制はすでに崩れており、このときまでには特定の一国の水室が専ら氷献上に当たり、これに対する守護らの押妨によって氷ができなくなつたと

言われている。前節で紹介した『康富記』の十五世紀前半の史料からみてこれらの氷室は丹波国に所在したと類推される。¹⁰⁾

清原宣賢は当時丹波国氷所を知行している。『実隆公記』永正五年（一五〇八）六月一日条に次の記事がある。

六月一日（中略）宣賢来話、参泉堺、丹州氷所事、嚴重御沙汰、民部少輔成奉書云々、珍重、

宣賢は和泉の堺に下向し、大内義興に奉じられて上洛せんとした前將軍足利義尹に対して丹波氷所保の安堵を求め、細川高国の奉書によりそれが認められた経緯を記主の三条西実隆に語っている。その後、義尹は同八日に入京し、権大納言・征夷大將軍に補任されて將軍職に復帰する。

この丹波氷所は中世前期は丹波国神吉氷室と呼ばれ、現在の京都府南丹市八木町神吉から八木町氷所に至る一帯の地に比定される。その後永正八年（一五一二）には在地の有力国人とみられる内藤加賀守が丹波氷所の代官職を競望して宣賢が困惑し、宣賢は三条西実隆に諮って勅定として足利義尹の御内書を出

させることを要請している。^①

以上主として戦国時代の記録から主水司が支配した氷室について紹介した。文書としては江戸時代に清原家から分かれた伏原家に伝えられた「氷室文書」があり、承久三年（二二二）の北条時房書状以下十四点の文書が収められているが、その中心は丹波神吉氷室・氷所保に関するものである。^②戦国期の文書は、主水司を知行した清原宗賢に丹波国水所の所職（氷室神主・名主百姓跡并に下司・公文・案主名領家地頭、日置村・同検断）を安堵し守護不入地とした文明五年（一四七三）八月十五日付の後土御門天皇綸旨とそれにより宗賢の直務を命じた文明十一年（一四七九）九月六日の足利義政袖判御判御教書の二点である。また天正十三年（一五八五）の山城の西賀茂氷室山の再興に関する綸旨案文が残っている。

〔綸旨案文〕 氷室山

西賀茂氷室山事、近年神木等猥依伐採、貢水之勤及懈怠^{断絶}、今度彼山致造営氷明神社、招居氷室守、可令再興之由、尤神妙儀候、然者至当所者、諸役為^勅免除之

地、闕所検断以下全一円可進止給^命之由、

天氣所候也、

天正十三年

この案文は文字を補訂しており、また日付もないので、写しではなく文案とみられる。天正十三年（一五八五）氷室再興のため西賀茂氷室山の土地を勅免とし、闕所検断以下を安堵する旨が言われる。近年神木等が猥りに伐り採られた結果、貢水の勤めが断絶したという。清原家はそこに氷明神社を造営し、氷室守を招き据えて氷室を再興し、その許可と安堵を正親町天皇に求めた。その結果はどのようなになったか知られないが、当時山城の西賀茂氷室が荒廢して機能していないことが確認される。

江戸時代に舟橋家から伏原家を分家した伏原賢忠が明暦元年（一六五五）十月に子宣幸に与えた讓状によれば、宣賢の孫枝賢は松永久秀の師匠を務め、氷室の衰退を久秀に歎いて、その結果大和・河内・丹波・山城の五六か所の氷室が復旧したという。^③松永久秀は三好長慶の家臣として台頭し、長慶没後一時権勢を振った人物であるが、氷室の復旧を伝

える確実な史料はなく、一方で前掲の正親町天皇綸旨でも「近年」山城の氷室が衰微して氷を進上することがないといわれる。恐らくごく一時的に五、六か所の氷室が主水司の支配に復したのであろう。以上の記録や文書によれば、十六世紀代の主水司領の氷室は、ほぼ丹波一国に限られるのではないかと思われる。

4 抄物における氷室の説明

中世の国語資料として抄物が注目される。主水司を知行した清原宣賢の家業は明経道の家柄として漢籍や国書の研究、講述にあり、それが本業である。京都大学附属図書館の清家文庫には宣賢が関係した多くの抄物が残されている。そうした抄物資料の中で日本の氷室がどのように扱われているのか、以下一見してみよう。

氷室は古くから中国にあり、『毛詩』や『礼記月令』、『春秋左氏伝』といった中国の古典に説かれる。『毛詩』に収められた豳風のひとつの詩の中に一年の行事をうたったものがある。その一節に「二之日鑿氷沖沖、三之日

納于凌陰、四之日其蚤獻羔祭韭」という文章がある。これについて京都大学附属図書館蔵清家文庫『毛詩抄』巻四で次のように説かれる。やや長いが引用する(新たに読点を付けた)。

二月一十二月建丑ノ月ノコトソ、冰ヲウカツコトカ唐ニモアルソ、天竺ニモアルソ、沖々ハ冰ヲワル声カ、ワルナリカト云ニ、注ニ心トシタソ、堅イ物チヤラ、ワリヤウカアツテ、サツトワル、ヲ云ソ、凌一ハヒムロニ入ル、コトソ、仁徳天皇ノ河内国ニヒムロヲヒラカシテカラ、諸国ニ氷室カアルヲ、コナタニツカサトルカ、スツト氷室田ヲ境ノ人ニ取レテサウラウソ、四之日一、クロイ羊ヲカウト云、悲ト云草ヲ取テ神ヲ祭ソ、暑ヲ禦カウタメソ、ソレヲ臣下ニ下サル、ソ、暑氣ヲフセケト云心ソ、韭ハニラチヤカ、是モ其ノ月令ニ季冬氷方盛ナラントス、水沢腹堅、命シテ取而蔵之、注云、腹堅厚也、昭公四年左伝説、蔵氷之事云、深山窮谷、於是乎取之トアルカ、左伝ニハ山ニ取ト云、コ、ノ注ニハ山林ニ取トアルカ、山ノ木

ノアル処テトルト云心テシタマテソ、同コトソ、注古者一北陸一昭公四年左伝ノ文ソ、北陸ハ虚也、西陸ハ昂也、陸ハ中スルコトソ、西陸ハ昂ノ星ソ、昂ノ星ノ日ノアルトキニ水ヲトリタスソ、十二月ニ寒ヲツカサトル神ヲ祭ルソ、丹波ニハ大般若ヲ読ソ、色々ノ祭リカアルソ、シヤウヲハヨク知タソ、今度乱ニ絶ソ、玄冥ノ神ヲ祭ルソ、冬ノ神ノ名ソ、朝之祿位ト云、大夫以上ノコトソ、賓食ト云ハ、賓客ニクワスルコト、アツイ時クヘハヨウサウラウ、喪□又用ル事カアルソ、先薦一廟ヘマツス、ムルソ、夏一臣下ニ暑氣サカリナ程ニ下サル、ソ、秋一其室ヲ掃地サセラル、ソ、上章一上ニハ寒ヲソナヘ、コ、ニハ暑ヲ備タソ、箋云、一正云、自一於是乎用之、以上皆昭四年左伝文、彼説蔵氷之事、其末云、七月之卒章、蔵氷之道与此同故具引之、(下略)

これは「ソ」という文末に示されるように、講述の聞き書である。¹³ここには日本の氷室に関する具体的な叙述がある。まず氷室そのものの説明で、日本では仁徳天皇が「河内」に氷

室を開設してから諸国に氷室があると述べ、その次に「コナタニツカサトルカ、スツト氷室田ヲ境ノ人ニ取レテサウラウソ」と記される。これは主水司領の氷室田の知行を国人に取られてしまい不知行になっていると言っているのである。次に氷室のために十二月に寒さを司る神を祭る、その仕方について、「丹波ニハ大般若ヲ読ソ、色々ノ祭リカアルソ、シヨウヲハヨク知タソ、今度乱ニ絶ソ」と記す。これは丹波の氷室では大般若経を転読、もしくは真読し、その他種々の祭りがあつてその仕方を自分はよく知っているが、「今度乱」で断絶してしまつたと言っている。

こうした『毛詩』の講述内容は代々主水正を務めてその所領の氷室を相伝した清原氏ならではの具体的な説明である。同じ『毛詩抄』の重要な写本である建仁寺西足院蔵林宗二・林宗和自筆本には、前掲の「コナタニツカサトル」の部分の右の行間に「宣賢」と傍注が付けられている。¹⁴この傍注によれば、主水司領の氷室田を知行したのは講義した清原宣賢本人であり、大般若経転読などの祭りも断絶し、丹波の氷室の知行そのものが有名無実

なつてしまつたのも宣賢自身が経験した「今度乱」の結果と言っている。この「今度乱」とは何を指して言っているのであろうか。

この清原宣賢『毛詩』講義の日程は清家文庫『毛詩』の奥書からうかがうことができる。それによれば宣賢は永正十八年(一五二二)五月に講義を始め、この年に巻一と巻二を講義し、享祿四年(一五三二)には巻七から巻十に至り、翌享祿五年(一五三三)から天文二年(一五三三)にかけて巻十一から巻十六に至り、天文三、四年(一五三四、五)で巻十七から最後の巻二十までを講義している。氷室のことが記される巻八の部分を講義したのは、享祿四年の九月と十月である。すなわち清家文庫『毛詩』巻八の巻末に「享祿四年九月廿八日、十月三日、同六日三ヶ度講之環翠軒宗尤」と記される。環翠軒宗尤は出家した宣賢の軒号と法名である。そうしてみると「今度乱」とは、ばく然と例えば応仁の乱などをいっているのではなく、具体的には大永六年(一五二六)七月の香西元盛の殺害に端を発する丹波の戦乱から細川高国政権の内紛、享祿四年六月八日の高国敗死に至る大事

件に関連するものとみられる。

清原宣賢の『毛詩』の講述において、当時の日本の氷室の実例として丹波の氷室が取り上げられ、大永・享祿の戦乱の中で主水司の丹波氷室の支配が困難になってきたことがうかがえる。宣賢は、一乗谷に度々下向し、最後は天文十九年(一五五〇)七月十二日一乗谷で没した。最初に下向したのは享祿二年(一五二九)二月であり、『毛詩』巻八講述の二年前である。宣賢は当然一乗谷の氷室について認識していたと考えられるが、その講述や著作のなかでこれについてふれていない。ただ、これはたまたま話題に上らなかつただけで、一乗谷に氷室が無かつたことの証明にはならないと思う。

次に前述した五山派の禅僧惟高妙安も、晩年の永祿六年(一五六三)に講述を開始した『韻府群玉』の講述記録『玉塵抄』の中で、氷室について懇切に講じたことがうかがえる。その中で次のような記載が見られる。¹⁶⁾

鑿^{ウツコトヒ}氷^ヒハ、氷トヨムソ、コヲリトハ、ヨ
マヌソ、ウツハ、ホル心ソ、鑿^ヒハ、総シ
テハ、ホルトヨムソ、コ、テハ、ウツト

ヨシタソ、此ハコ、ノ、丹波ノ氷室^{ヒムロ}ノヤ
ウナコトソ、コヲリノ、冬アツウコヲリ
アルヲ、打テ、ホリヲコイテ、取ソ、フ
カイ山ノ、谷ニ、ツイテ、ラクソ、此ヲ、
トリダイテ、宗廟ニ、ス、メテ祭ナリ、
沖々ハ、氷ヲウツ声ナリ、天子ノ、氷ト、
酒サカナヲ、ソロエテ、カクシヲサメタ
氷ヲ、ヒライテ、廟ヲ祭ソ、夏ノコトナ
リ、六月且ニ、天子ノ氷ヲ、百官ニ、賜
ソ、此ヤウナ心ソ、(巻二)
滲氷室トアリ、冬氷ヲキツキ、カタメテ、
イエヲシテ、夏ソレヲ天子エ献スルソ、
コヲ云タカ、コ、ニハ丹波ニ氷ヲツキコ
メテラク所アリ、ソコヲ氷室^{ヒムロ}ト云ソ、コ、
モソノツレナコトカ、(巻六)
(前略) 凌陰トアリ、氷室ノコトソ、凌
ハ氷ノ心ソ、氷ヲ祭ハ羔ヲ献タ、天子ノ
廟ヲ祭ラル、ソ、礼記ノ月令ニ、仲春ノ
月ニ天子氷室ヲ開テ氷ヲトリ出テ、廟エ
スエ羔ヲ献セラル、ソ、(巻四十五)
惟高妙安もまた当時の日本の氷室の実例と
して丹波の氷室をあげており、十六世紀中ご
ろ丹波の氷室が京都の知識人によく知られて

いたことがわかる。なお天文十六年(一五四七)から十七年にかけて編纂された百科事典的な辞書『運歩色葉集』には、氷室の語に「人皇十七代仁徳天皇号平野大明神、於丹波始置給也、又山城宇多置之也」との註がある。また前掲の『毛詩抄』では、「仁徳天皇ノ河内国ニヒムロヲヒラカシテカラ、諸国ニ氷室カアルヲ」といわれており、氷室の始まりについて河内とする説も行われていた。ここでは仁徳天皇の置いた氷室を丹波とする一説もあつたことに注目される。

最後に医学書の抄物として『格致余論鈔』を取り上げる。本書が講述の対象とする『格致余論』は金元医学の集大成者朱震亨(丹溪)の著で元の至正七年(一三四七)に成立し、その後、中国・朝鮮・日本で刊行される医学叢書『東垣十書』に収められて広く知られた。その内容は四十六篇の医学に関する論説から構成される。そのうち的一篇「夏月伏陰在內論」は、夏期に冷たいものを飲食することに ついて論じる。すなわち「若夫、涼台・水館、大扇・風車、陰水・寒泉、果氷・雪涼之傷、自内及外、不用温勢、病何由安」という一文

があり、ここで水の話になる。日本でも『格致余論』が普及し、『格致余論鈔』という本書を対象とした最初の抄物が江戸時代初期の寛永三年(一六二六)七月京都二条の梅寿軒によって刊行された。この『格致余論鈔』の前掲部分に関する説明を長文であるが次に引用する。

若夫涼台水、涼台・水館、夏月去暑、暑、ミ処ヲ、日陰ノ森林ノアル辺ニ床ヲアケテ逍遙スルソ、大扇・風車ハ、夏月涼ヲ迎ルトキ、風ヲ出テカシテ去暑、若納涼過多、則頭痛・悪寒等ノ症有テ、類傷寒、大順散主之ト云ヘトモ、湖洄集大順散ハ用ヘカラサル由發明シタソ、今五積散ヲ伐用也、陰水・寒泉・果氷・雪涼、傷是夏ノアツサノマ、ニ身ヲス、シクスルトテ、冷物計ヲ食シテ、腹中ニタ、ツテ、腹痛・泄瀉、或霍乱・吐逆スルソ、縮脾飲、或理中湯神麴・砂仁・麦芽・蒼朮ヲ加テ与、腹中ヲ温メテ好シ、右此内外傷トモニ用温劑、一發表、一温中、是中暑ト云也、サレトモ中暑・

中熱、弁ヲ王安道カ書テ、夕、自夏月陰寒トスナラニ見ヨ、アニ中暑・中熱、分チカ有ルヘキヤト也、或人云、夏月水雪アリヤ、六月一日ヲ賜氷節ト云テ、今モマネニ氷リ餅ヲ食ソ、天子ヘハマコトノ氷ヲ献ス、上古カラ氷室ヲ用ラル、ハ、此時、用ソ、唐ニハ冰藏ヲシテ暑キ時分食スルソ、主水、司夏奉氷職、由、百寮訓ニ見ヘタリ、日本如此、況ヤ唐土ニハ多クアルヘシ、風車、唐車帆ヲアケテ風ニフカセテヤルト云ソ、陰水ハカケニアル水ナルヘシ、寒泉流ル、水ナルヘシ、果氷トハ泰定養生論ニ所謂耽食沈李浮瓜、恣ニ喰氷鮮腥膾ト云類ナルヘシ、由抄、自内及外トハ、陰水・寒泉ト云ヨリ下ノ積也、サルホトニ風車ト云、下ニ自外及内四字アルヘシ、蓋シ伝写ノ之誤也、明医雜暑、夏伏暑熱、因熱過飲食、冷水、傷其内、又過取涼風、傷其外トアルニテ可シ見、

ここでは夏の暑さによって冷たい物ばかりを食して健康を害することが論じられる。あ

る人の「夏月氷雪ありや?」という問いに対して、「六月一日を賜水節といつて今もまねに氷の餅を食し、一方で天子へは本物の水を献上する。上古から氷室を用いるのはこの時のためだ」と説かれる。これは日本における「賜水節」といわれる行事と、宮中での氷献上の儀について言及した貴重な記事である。この文中の「今モ」とは、何時のことをいつているのだろうか。そのことを探求するためには、この抄物の複雑な性格を理解する必要がある。まず引用部の冒頭からこの部分、そして果氷の説明の部分までが、『格致余論』に関する講述を記した部分である。その後の「由抄」は、講述者とは別の人物の解釈上の意見である。この「由抄」あるいは「由云」の記事は、本書に類出する。また本書には「玄朔日」という引用や注記が見られ、曲直瀬玄朔が関係していたことが一部に記され、また「由」も玄朔の弟子の曲直瀬玄由のこととみられるから、本書が戦国時代から江戸時代初めの医学界を代表する曲直瀬（今大路）家における講述を背景として成立したことは確かである。

その講述者は、本書の「秦桂丸論」の一節に後陽成天皇の特別のお言葉（「後陽成院帝勅諭」）を賜わったという意味のことが記されていることや、「養老論」の一節に崔林という朝鮮人の友人がいたといわれること、また曲直瀬玄朔の著『延寿撮要』の「飲食之慎」の項の一節に「夏は陰気内に伏す。冷物を食すべからず。冷物を食すれば、霍乱する也。殊に夏氷を食すべからず」と記されており、これは前掲の『格致余論鈔』と通じることなどからみて、曲直瀬玄朔その人だったと推測される。曲直瀬玄朔は曲直瀬道三の養子で、文祿四年（一五九五）父道三の死後、秀次事件に連座して常陸に流され、その後京都に帰った。慶長三年（一五九八）九月から十一月中旬にかけて後陽成天皇が病んだ際に薬を処方調合して回復し、十二月二日後陽成天皇は歎息の余り、銀千両を賜わったことが、彼の診療記録『医学天正記』に記される。その後玄朔は後陽成天皇の厚い信頼を得て奉仕する。

本書の成立時期は文中の「後陽成院帝勅諭」という記載から、「後陽成院」の追号がなされた元和三年（一六一七）九月二十日以後寛永三年までの間に限定される。そして前掲の「六月一日ヲ賜水節ト云テ、今モマネニ氷リ餅ヲ食ソ」という記載の講述が行われた時期は、慶長三年から元和三年の間と思われる。当時六月一日に天皇に氷を献上し、またこれとは別に同日に氷餅を食する風習があったことがわかる。

以上氷室や氷進上に関する記事を抄物資料に求めてそのいくつかを紹介した。戦国時代主水司の氷室が丹波にあったが、享祿四年までの丹波の戦乱で廃絶してしまったこと、また当時の知識人が丹波の氷室を当時の氷室の代表例と考えていたこと、六月一日の氷餅の風習などについて貴重な記載が見られた。

5 幕府における氷餅と氷の進上

さて六月一日に氷餅を食することは、室町幕府の年中行事にみられる。幕府の年中行事を記した『年中恒例記』の六月朔日条に「今日氷堅餅參、大草調進之」という一文がある。²¹幕府において六月一日に幕府の料理を担当した大草氏が氷餅を將軍に進上すると記され

る。また室町幕府で年中行事に供される食器の種類と数量、寸法等を記した『御散飯供御調進次第』の六月朔日条にも「あかきもちち十二」「しろきもちち十二」が進上されることになっており、同書巻末の図には「六月朔日ニ参る氷もちいのすんほう」が記され、六月一日に縦一寸一分の大きさの紅白の氷餅各十二個が進上される。『年中恒例記』の成立は詳らかでないが、文中に天文十二年（一五四三）の例（正月一日条）や天文十三年（一五四四）の例（正月四日条）が引かれており、それ以降に出来たものである。また『御散飯供御調進次第』の図には「弘治肆年正月廿日 於朽木各書之畢花押」という奥書があり、弘治四年（一五五八）正月に將軍足利義輝が逗留した近江朽木谷で書かれたものである。両書から戦国時代の十六世紀半ばころ幕府で毎年六月一日に氷餅を將軍に進上する儀式が行われたことがわかる。

また『お湯殿の上の日記』天正元年（一五七三）十二月十二日条に「のふなかよりきたのこほりのめいふつこほりかちんしん上申」という記事があり、当時京都に滞在した

織田信長が禁中に近江北郡の名物氷餅を進上したと記される。同年八月信長は越前朝倉氏と近江の浅井氏を滅ぼした。恐らく信長は浅井氏の領地の支配権を継承する者としてその地の名物を進上したのであろう。また同書には後陽成天皇の生母勸修寺晴子が氷餅を天皇に進上したことが天正十八年（一五九〇）五月一日条、慶長三年（一五九八）四月二十三日条などに見える。そして同年六月一日条に「こほりかちんまいる」、同四年七月十四日条に「氷かちんまいらせらるゝ」と記されており、このころ禁中にしばしば氷餅が進上されたようである。

以上のように氷献上とは別に、氷餅を進上する行事や風習が戦国時代幕府や官中で行われた。そこで冒頭の『日本一鑑』の記事であるが、あるいは編者が氷と氷餅を混同しているのではないかとの疑義が出るかも知れない。しかし『日本一鑑』は明らかに氷室と氷のことを述べているのであり、氷餅については何も言っていないのである。

さて最後に、江戸幕府を開いた徳川家康は、將軍職を秀忠に譲った後の慶長十一年

（一六〇六）六月一日、滞在先の伏見城から禁中に伊吹山の氷を進上した。清原氏で主水正を務めた舟橋秀賢の日記『慶長日件録』同日条に次のように記される。

六月朔（中略）、齋了伏見へ行、巳刻前大樹御対面、從濃州伊吹山氷令進上、於御前各賜之、今朝禁中へ御進上云々、

この日の朝、徳川家康は禁裏に伊吹山の氷を進上し、午前中に伏見城に参上した舟橋秀賢ら公家衆にも氷を面前で分け与えたという。また慶長十六年（一六一一）八月から同二十年（一六一五）の末まで家康の動向を駿府で記した『駿府記』にも、次のような記事がみえる。

慶長十七年六月朔日条
朔日、日野唯心、水無瀬一斎、冷泉三位、土御門左馬権助、舟橋式部少輔、在府諸武士出仕、巳刻出御、各賜富士山水云々、慶長十九年六月朔日条

朔日、辰半時出御、諸士出仕、各於御前富士氷被下（下略）、

駿府を根拠地とした大御所徳川家康は、六月一日に富士山の氷を出仕した武士や公家衆

に下賜した。それはこの日の恒例の行事だったようである。前述の伊吹山は京都の北東約七十キロメートルに位置する標高一三七七メートルの山である。また富士山は駿府の北東約五十五キロメートルに位置する標高三七七六メートルの山である。恐らくその季節でもそうした高山の山麓に自然の氷雪が残っていたのであろう。そのように推定できるとすると、これらの史料は氷室の存在を示すものではなく、むしろ当時特別な氷室が置かれていなかったことにもなる。古代の律令制から中世に至る宮中のように体制的に近国に氷室を置いて献水を行うようなことを室町幕府や徳川家康は考えていなかったと理解される。

おわりに

本稿ではこれまで文献的に明らかでなかった戦国時代の氷室について主として宮中における氷進上や幕府などへの氷餅の進上、高山の氷雪の進上などの事例を紹介して叙述した。最後に一乗谷の氷室について若干の私見を述べたい。まず『日本一鑑』の前掲記事は

直接の出典が知られないが、何らかの日本資料に基づく記載とみられる。単なる伝聞や記憶だけでは、四か所にわたって統一的な記事をとまとめることはできないからである。したがって一乗谷に氷室があるという『日本一鑑』の指摘は、一定の信ぴょう性が認められるだろう。次にそれが毎年六月一日に宮中に進上されるといふ編者の按文は、検討を要する。まず宮中への進上物を比較的詳細に記した『お湯殿の上の日記』の各年六月一日の条にはそうした所見がない。また前述のように伊吹山から京都に氷雪を運ぶことは可能だったが、一乗谷からはその倍以上の距離がある。それが客観的に可能かどうか、江戸時代加賀藩から江戸に六月一日の水を送ったというが、やはり相当に困難なことだったと思われる。一乗谷の近辺には冬厚く結氷する水池が少なく、また重量のある水を一乗城山（標高四三五メートル）まで運び上げたとは思われない。むしろ一乗城山やその背後の一乗山（標高七四〇メートル）の北側斜面の積雪を雪室の中に貯えて夏期に雪水を運び下ろして使用に供することは充分可能だったと想定さ

れる。その経営主体は当然朝倉氏であり、朝倉氏が夏に氷を利用したことは考えられることである。第三節で述べたように十六世紀ころ森林資源の利用によって氷室の所在する奥地の山林の樹木が伐採され、氷が消滅する事態がたびたび起こった。越前でもこのころ越知山の神山で山林の伐採に起因する相論が起きていた。一乗谷における当時の山林の状況は、朝倉義景館外濠の堆積物の花粉分析によれば、館周辺の山地斜面にニレ属、ケヤキ属、クリ属、エノキ属、マツ属、サンショウ属などの樹木が多く生育し、広葉樹を中心とする山林環境が想定されるといえる。一乗城山には山城が構築されたが、山城以外の部分では山崩れ等の災害に対処するため、ある程度の山林は確保されていたとみられ、氷室を覆う樹木の存在もあり得たと思われる。以上想定領域を出ないが、一乗谷の氷室について思いをめぐらした。今後の調査により遺構の検出が期待される。

- (1) 氷と人間生活の歴史に関する全般的な著書には、田口哲也『氷の文化史(人と氷とのふれあいの歴史)』冷凍食品新聞社、一九九四年がある。
- (2) 井上薫「都祁の氷池と氷室」『ヒストリア』第八五号、一九七九年。佐原真「食の考古学」一八二〜一九〇ページ、東京大学出版会、一九九六年。なお氷室に関する考古学的な調査研究については、本稿ではふれなかった。
- (3) 奥野高広「主水司領の研究」『国史学』第四十七・八号、一九四四年。福尾猛市郎「主水司所管の氷室について―猪熊信男氏蒐集文書の紹介をかねて―」『日本歴史』第一七八号、一九六三年。
- (4) 『日本一鑑』の研究史については中島敬『日本一鑑』研究史』『東洋大学文学部紀要』第五〇集、史学科編第二二二号、一九九六年に詳しくまとめられている。
- (5) 以下『日本一鑑』の本文は、梅田信隆禅師退董記念出版『日本一鑑の総合的研究本文篇』榎伽林、一九九六年による。同書の底本は民国二十八年(一九三九)文殿閣影印本で一ページに一丁の片面を載せる。
- (6) 鄭舜功の日本における行動については、神戸輝夫「鄭舜功と蔣洲―大友宗麟と会った二人の明人―」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』二二(2)、一九九九年が詳しく叙述している。
- (7) 中島敬「鄭舜功の来日について」『東洋大文学部紀要』第四十七集史学科編第十九号、一九九四年。
- (8) 江戸時代の舟橋家の祖先にあたり、慶長六年十二月二十四日に称号を高倉から舟橋に改めた。『慶長日件録』同日条。
- (9) 『増訂故実叢書第十三回禁中方名目抄校註外五種』二〇六、二四〇ページ、吉川弘文館、一九二九年。
- (10) 奥野氏も永正六年の氷室の史料についてそれを丹波に比定している。奥野氏前掲注(3)論文。
- (11) 『実隆公記』永正八年七月十一日条、十月二十八日条、十一月五日条。
- (12) 松岡久人編『広島大学所蔵「猪熊文書」(一)』福武書店、一九八二年。
- (13) 京都府立総合資料館蔵伏原家文書「氷室山要記」。
- (14) 土井洋一「抄物の手控と聞書―口語資料としての性格―」『国文学攷』第二十四号、一九六〇年。
- (15) 京都大学文学部国語国文学研究室編『林宗二・林宗和自筆本毛詩抄』上巻五九三ページ、臨川書店、二〇〇五年。
- (16) 『韻府群玉』は日本で広く流布した宋末民初の韻書かつ類書である。『玉塵抄』は『韻府群玉』の初めの六巻を対象とした講述が収められている。『韻府群玉』の第七巻には「氷」の項があり、多数の熟語が収められているが、残念ながら惟高妙安のその部分の講述をうかがうことはできない。底本は『抄物大系別冊十 玉塵抄』勉誠社、一九七二年による。引用部分は同書第一冊二〇〇ページ、第二冊四九ページ、第九冊三三一ページ。
- (17) 『元龜二年京大本運歩色葉集』三四三ページ、臨川書店、一九六九年。
- (18) 真柳誠「格致余論」『局方発揮』解題』『和刻漢籍医書集成』第六輯、エンタプライズ株式会社、一九八九年。
- (19) 川瀬一馬「梅寿軒の医書開版について」『書誌学』復刊新九号、一九六七年。熊野弘子「江戸前期における中国医書の受容と医者像―『格致余論』を中心に―」『東アジア文化交渉研究』三号、二〇一〇年。
- (20) 京都大学附属図書館蔵富士川文庫寛永二十一年版『格致余論鈔』五巻五冊本による。
- (21) 『統群書類従第二十三輯下』一七七一ページ。
- (22) 『統群書類従第二十三輯下』二八八、一九〇ページ。
- (23) 前掲注(1) 田口哲也著書一七六ページ。
- (24) 安田喜憲「朝倉氏遺跡の花粉分析」『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡環境整備事業報告I』福井県教育委員会、一九七八年。

付記

本稿をなすにあたり熊野弘子氏、田中志瑞子氏のご教示に預かった。なお京都大学附属図書館清家文庫・富士川文庫の史料については、「京都大学電子図書館貴重資料画像」を参照した。また京都府立総合資料館では、「伏原家文書」と『韻府群玉』を閲覧調査させていただいた。感謝の意を表する。